

○厚生労働省告示第五十九号  
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）等の施行に伴い、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

第二号口中「注2」を「注4」に改める。

第三号本文及び同号イ中「医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、同号口中「している医療機器」、「係る医療機器」及び「の医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加える。

第四号イ中「医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、同号口中「医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、「注2」を「注4」に改める。

第四号の三口中「注2」を「注4」に改める。

第七号の八中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 医科点数表区分番号 H 0 0 1 — 2 に掲げる廃用症候群リハビリテーション料

第七号の八に次のように加える。

ワ 歯科点数表区分番号 H 0 0 0 — 3 に掲げる廃用症候群リハビリテーション料

第八号イ中「及び特定入院基本料」を「特定入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料」に改める。

本則に次の一号を加える。

十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に

係る書類等

(1) 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号の申出（以下単に「申出」という。）は、厚生労働大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することによって行うこと。

イ 申出に係る者（以下「患者」という。）の氏名、生年月日及び住所又は居所

ロ 申出に係る療養の名称

ハ ロの療養について申出を行う理由

(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。

イ 被保険者証の写し

ロ 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意書

ハ 申出に係る療養を行う医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。以下単に「臨床研究中核病院」という。）の開設者の意見書

二 申出に係る療養を行う保険医療機関において診療に従事する保険医が、患者に対し申出に係る療養の内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得たことを証する書類

ホ 患者がハ及び二の書類の確認を行つたことを証する書類

(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行つた保険医において、記名及び押印をすること。